

ストックオプション(第9回新株予約権)の募集事項に関する取締役会決議公告

平成27年5月15日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目14番5号
株式会社T&C ホールディングス
代表取締役 田中 茂樹

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、当社従業員に割り当てるストックオプション(第9回新株予約権)の募集事項を下記のとおり決議いたしましたので、会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社T&C ホールディングス第9回新株予約権

2. 新株予約権の割当対象者

当社グループ従業員7名を上限とする。

3. 新株予約権の総数

400個

なお、1個の新株予約権につき当社普通株式100株とする。

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式40,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新

株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

6. 新株予約権の割当日

平成27年6月1日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

なお、以下の①、②の場合には、行使価額の調整を行い、1円未満の端数は切り上げるものとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を実施するとき（新株予約権の行使による場合等を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月1日から平成37年4月30日まで

9. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。
- ④ その他の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得条件

なし

11. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権は、ストックオプションを目的として発行されるものであり、譲渡することができないものとする。

12. 新株予約権証券

当社は新株予約権証券を発行しない。

13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14. その他

上記に定めるもの以外の事項については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により定めるものとする。

以上